定期コンテナ航路の開設に伴う港湾施設（係留施設）使用料減免要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、徳島小松島港コンテナターミナル（以下「本ターミナル」という。）を利用する定期コンテナ航路の新規開設を船社が行う場合の徳島県港湾施設管理条例（昭和３０年徳島県条例第３２号。以下「条例」という。）第１０条第１項の規定に基づく使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「船社」とは、海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業を行うものをいう。

（２）「定期航路」とは、海上運送法第２条第３項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、本ターミナルに原則週１回以上の頻度（気候条件、寄港地調整又は計画運休等により寄港しない場合を除く。）で寄港するコンテナ航路をいう。

（３）「新規開設」とは、本ターミナルに寄港する定期航路を船社が新たに開設することをいう。

（使用料の減免）

第３条　次の表に掲げる減免の対象となる場合は、本県の政策を遂行する上で、使用料の減免について特別の事由があると認められる場合とし、減免の対象となる使用料及び減免額は、次の表に掲げるとおりとする。

減免の対象となる場合	減免の対象となる使用料	減免額
令和８年４月１日から令和９年３月３１日までに、本ターミナルを利用する定期航路を新規開設することに伴う港湾施設の使用である場合。 ただし、減免対象期間は、初入港から１年間以内とする。	係留に係る岸壁使用料	使用料の額に１００分の５０を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）

（使用料の減免申請）

第４条　使用料の減免を受けようとする者は、港湾施設（係留施設）使用料金減免申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年１１月２日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。